

札幌市公共交通協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌市公共交通協議会設置要綱第12条の規定に基づき、札幌市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開基準)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議において次の各号に掲げる情報を取り扱う場合で、会議を公開することにより会議の運営に支障が生ずると協議会会長（以下「会長」という。）が認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないこととすることができる。

- (1) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの
- (2) 法人に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの
- (3) その他会議を公開することにより会議の運営に支障が生ずると会長が認めるもの

(傍聴席)

第3条 傍聴席は、一般傍聴人席及び報道関係者席に分ける。

2 傍聴人は、前項に定める席以外の場所において傍聴してはならない。

(傍聴人員の制限)

第4条 会長は、傍聴席の都合により、傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他の危険物を持っている者
- (2) 示威のための旗、プラカード、拡声装置等を持っている者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 酒気を帯びている者
- (5) その他会長が会議の秩序維持のため必要があると認めた者

(傍聴人の禁止事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の行為をしてはならない。

- (1) 会議の写真撮影、録画。ただし、会議の冒頭に行う場合を除く。
- (2) 会議の妨害と他の傍聴者の傍聴の妨げとなるような行為
- (3) その他会議の秩序を乱す行為

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年1月24日から施行する。